

# 特定施設入居者生活介護運営規程

特定施設入居者生活介護 彩

## 特定施設入居者生活介護事業所運営規程 (彩)

平成25年8月1日

### (事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人はるかぜ会が開設する指定特定施設入居者生活介護事業所 彩（以下「施設サービス」という。）として要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業者は、地域密着型指定特定施設入居者生活介護（以下「生活介護」という。）の事業として、特定施設サービス計画に基づき、当該事業所による介護サービスを適正かつ円滑に提供することにより、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携のもとに総合的なサービス提供に努める。

### (名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定施設入居者生活介護 彩
- (2) 所在地 熊本市南区富合町廻江 599番地1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤1人）  
管理者は、事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理、介護計画の交付を行う。
- (2) 生活相談員 1人（常勤1人）  
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言を行う。
- (3) 看護師又は准看護師 1人以上
- (4) 看護師は、利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- (5) 機能訓練士 1人（非常勤1人）

(6) 介護職員 3人以上

介護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに、日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(6) 計画作成担当者 介護支援専門員 1人（常勤1人）

計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(入居定員及び居室数)

第5条 指定特定施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

(1) 入居定員 10人

(2) 居室数 10室

(生活介護の内容)

第6条 生活介護は、要介護者10人に1人の介護職員を配置し、夜間は職員1名をおり、安否の確認、生活相談、計画作成の方法等の介護を提供する。入浴、居室清掃は週2回とし、病院受診の付き添いは月2回まではサービス内に含む。

(利用料)

第7条 生活介護の利用料の額は、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定した額とし、生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第8条 施設の利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び施設サービスの提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等、適切に医療機関を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設設備は、常に衛生的な管理の保持に努める。食中毒や感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。
- 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 施設サービスの提供を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第10条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 職員の火気の使用又は取り扱いに関する監督指導
- (4) その他防火管理上必要な業務

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修の機械を設けるものとし、業務態勢を整備する。採用時研修 採用後1年以内  
　　継続研修、認知症研修、学習療法研修、口腔ケア研修等

- 2 サービス提供に関する利用者、家族からの苦情に対して、苦情を受ける窓口を設けて適切に対応するものとする。
- 3 人権擁護の観点と利用者の生活の質を損なわない介護を心がけた取り組みを進めるものとする。
- 4 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を保持し、これを他に漏らさない。過去に職員であった場合も同様とする。
- 5 この規定に定めるもののほか、運営に関し法人と事業所にて定める。

(短期利用型について)

第13条 事業所は平成27年4月1日付け、特定施設入居者生活介護（短期利用型）を申請し、指定を受領後、開始とする。

①短期利用特定施設入居者生活介護の利用数の上限は次のとおりとする。

$$(1\text{人}) \leq \text{定員数} \times 10 / 100$$

②算定要件は次のとおりである。

- (1) 短期利用特定施設入居者生活介護の利用開始に当たっては、予め30日以内の利用限度を定めることとする。
- (2) 家賃、敷金及び日常生活上必要な便宜の供与の対価としての費用を除き、権利金その他の金品を受領しない。
- (3) 介護保険法等の規定による勧告等の処分を受けたことがない。あるいは、処分を受けた日から起算して5年以上が経過している。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

附 則

この規定は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年11月1日より施行する。